

柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部改正について

令和 3 年 2 月 1 5 日

こども部学童保育課

1 改正の趣旨

「平成 2 9 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、また、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）が改正されたことを受けて、条例の一部改正を行うものです。

2 改正内容

放課後児童支援員が修了しなければならない都道府県知事が行う研修（放課後児童支援員認定資格研修）について、指定都市及び中核市の長を研修の実施者に加える。

3 施行期日

公布日

4 今後のスケジュール

令和 3 年 2 月 市議会令和 3 年第 1 回定例会に議案提出

5 その他

(1) 放課後児童支援員

平成 2 7 年度に子ども・子育て支援新制度が開始された際、放課後児童健全育成事業（学童保育）に従事する者の質の向上のため、新たに設けられた資格です。資格を取得するには、保育士や幼稚園・小学校等の教諭となる資格を有する者、高等学校卒業者等で 2 年以上児童福祉事業や放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者など一定の要件を満たし、かつ、放課後児童支援員認定資格研修を修了する必要があります。

(2) 放課後児童支援員認定資格研修

「放課後児童支援員」になる者が修了しなければならないとされる研修です。国のガイドラインに従い、6 項目全 1 6 科目（2 4 時間）のカリキュラムが組まれています。なお、すでに取得している資格（保育士、社会福祉士、教諭）に応じて、研修科目の一部が免除されます。